

光市立大和中学校

いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめとは

- 定義 「いじめ防止対策推進法第2条（以下、法）による定義」「いじめられた児童生徒の立場に立った判断」「組織による認知」
法第2条 いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 特徴及び構造 「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」「いじめの四層構造」
いじめの4層構造：『被害者』・『加害者』・『観衆』・『傍観者』

(2) いじめ防止等に関する基本的考え方

- いじめの防止
「児童等は、いじめを行ってはならない（法第4条）」「山口県人権推進指針並びに光市人権推進指針に 基づく、一人ひとりを大切にする教育の推進」「県民全体へ向けた普及啓発」「取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け」
 - いじめの早期発見・早期対応
「見えにくいいじめへの危機意識」「組織体制の整備」「けんかについて、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうか判断」「組織的対応を推進」
 - 家庭・地域との連携
「より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止める体制の構築」
 - 関係機関等との連携
「学校・関係機関・教育機関等との情報共有体制の構築」
 - いじめの解消の定義を明確化
 - ① いじめに係る行為の解消
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ① ② の二つの要件が満たされない場合は、解消とはならない。

(3) いじめ防止に関する基本理念

- いじめは、「人間として絶対に許されない、人権にかかわる重大な問題」であることを認識し、「いじめる側が悪い」という毅然とした態度を示す。
- いじめは、「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」であり、大人の何気ない言動がいじめを助長してしまうこともあり得る。

- いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こりうる問題」であり、誰もが「いじめの側」にも、「いじめられる側」にもなり得る。
- いじめは、「発見が難しい問題」である。（いじめとふざけ合いが区別しにくい）
- いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」であり、子どもを取り巻くすべての関係者が連携して、それぞれの立場から解決に向けた責任を果たす必要がある。

(4) めざす子ども像

15歳の大和っ子像

『大和を愛し、未来にはばたく大和っ子』

- ・自分が好き、人が好き、大和が大好きな子ども
- ・感謝の気持ちを持ち、さわやかなあいさつができる子ども
- ・夢や希望を持ち、努力を惜しまない子ども

2 大和中学校の取組

(1) 校内体制の確立

① 「大和中学校いじめ対策委員会」の設置（法第22条より）

○趣旨

本組織を、学校におけるいじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」など、組織的な対応を行うための中核組織として設置し、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図る。

○構成メンバー

校長・教頭・生徒指導主任・学年生徒指導・養護教諭・特別支援担当・スクールカウンセラーその他必要に応じて

○取組内容

- ・ いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」への組織的な取組
- ・ いじめ相談、通報の窓口としての役割
- ・ P D C A サイクルに基づく「大和中学校いじめ防止基本方針(以下、大和中基本方針)」の見直し
- ・ いじめ（の疑い）を発見した場合の緊急会議及び組織的な対応
- ・ 教育委員会等へのいじめの報告
- ・ 家庭、地域、関係機関との連携

② 指導体制の強化

- ・ いじめの対応に温度差が生じないように、全教職員が組織的・計画的にいじめ問題に取り組む。
- ・ 「いじめ」「生徒理解」「保護者理解」「発達障害」などを正しく理解して、実務に結びつけるような研修を実施する。
- ・ 全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。
- ・ 学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、平素から管理職等への報告・連絡・相談を確実にを行うことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「大和中学校いじめ対策委員会」を核として組織的に対応する体制を整備しておく。事後の対応とその結果がどうなったかを確認し、対応の仕方を蓄積し、以後に役立てる。

- ・教員の接し方がいわゆる「いじり」を助長することがないように人権に配慮した言動をとる。

(2) 家庭、地域、関係機関等との連携

- ・大和中基本方針について、PTA総会や学校運営協議会、地域協育ネット、青少年健全育成協議会、学校だより等を活用して、保護者や地域へ広く周知する。
- ・家庭、地域、関係機関等と、いじめの現状や課題について情報を共有し、協力していじめの防止等に取り組む体制をつくる。

(3) 未然防止の取組

① 教職員の意識の高揚・組織的な対応の強化

- ・「いじめの早期発見のポイント」「生徒・保護者との関わりについて」「いじめ問題の対応の仕方」「カウンセリングのスキルアップ」などの視点から校内研修の充実を図る。
- ・週1回程度の生徒指導委員会の復伝を行い、生徒の情報を共有する。(関係機関も含む)

② 積極的な生徒指導・教育相談の充実・強化

- ・「さわやかなあいさつをしよう・時間を守ろう・心を磨く清掃をしよう」のチャレンジ目標「時を守り 場を清め 礼を尽くす」をもとに、自らを律し、社会生活を送る上で人間としてもつべき規範意識を身に付けさせる。(普段の生活指導や、道徳等)
- ・生徒会活動や委員会活動、学校行事など、生徒が主体的に活動する場を工夫し、「大きな和宣言」を通じて、いじめの防止等について主体的に取り組んでいこうとする態度を養う。
- ・週1回の生活アンケートや月1回の生活調査および年に2回の持ち帰りによる生活アンケート、毎日の日記指導(「求」の活用)、授業や休み時間、給食、掃除活動などを通して、生徒にしっかりと関わり、寄り添い、信頼関係を築く。
- ・養護教諭、スクールカウンセラーとの情報共有を積極的に行い、連携して気になる生徒に関わっていく。(週1回の生徒指導委員会やSC来校にあわせて柔軟に情報共有を行う)

③ 豊かな人間関係づくり・好ましい集団づくり

- ・授業でのグループ学習・ペア学習や学校行事における人と関わり合う活動を通して、自己肯定感を高めるとともに、人とよりよく関わっていこうとする意欲や態度等、コミュニケーション能力を育てる。
- ・学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。
- ・常に環境整備を心がけ、校舎内の落書きや掲示物の乱れがないよう気を配る。

④ 認め合い、支え合い、学び合う取組の実施

- ・学校行事を通して学年・学級単位、委員会、部活動ごとに「認め合い」「支え合い」「学び合う」取組を実施し、自己有用感を高め、生徒の居場所づくりを行う。

⑤ 学力向上プランによる授業改善の推進

- ・校内研究授業の促進を図り、わかる授業の提供に努める。

- ・常に授業改善に向けた振り返りを行い、具体的な方策を検討して実施する。

⑥ 家庭・地域との連携

- ・PTA行事、会議に参加し、日頃から情報交換がしやすい円滑な人間関係づくりに努める。
- ・PTA総会、学年懇談会等の機会を活用し、いじめ防止に向けた学校の取組を周知する。

⑦ 異校種間連携の充実

- ・出前授業、新入生情報交換会などで小学校と連携し、積極的な情報交換を行い、小学校での人間関係を把握する。

(4) 早期発見の取組

子どもに関する情報を全教職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒の小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、週1回の生活アンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

① 日常的な行動のきめ細やかな観察

- ・「求」等での交流を通して、人間関係づくりに努める。
- ・生徒とふれあう機会を増やし、信頼関係を築き日常的な行動を観察する。

② 生活アンケート等の実施

- ・生活アンケート（週1回）や授業評価等で生徒理解を図る。生活アンケートは実施した日に内容を確認し、いじめが疑われる場合は直ちに校内で情報を共有し対応する。

③ 教育相談の充実

- ・教育相談担当教員、養護教諭等を中心に教育相談体制の充実を図る。
- ・全校生徒を全教職員で育てる意識で多くの生徒と関わり、多くの教職員に相談できる環境づくりを図る。

(5) 解決に向けた取組

① 初期対応

ア いじめ発覚直後

- ・管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。
(分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する)

イ 対応チームの結成

- ・管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

ウ 関係生徒への聞き取り

- ・関係する個々の生徒の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

いじめられている生徒

- ・信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて真実を語れない」ということがないように、「いじめは絶対許されない」「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかり伝える。

いじめている生徒

- ・いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- ・聞き取りが長時間に及ばないように、また、水分補給や用便など健康面にも十分配慮する。

周囲の生徒

- ・情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

エ 大和中学校いじめ対策委員会の招集

- ・校長は「大和中学校いじめ対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。
 - a いじめられている生徒とその保護者への対応
 - b いじめている生徒とその保護者への対応
 - c 他の生徒及び保護者への対応
 - d 市教育委員会、関係機関等への支援要請（必要に応じて）
 - e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

オ 対応上の留意点

a いじめられている生徒とその保護者への対応

いじめられている生徒 〈共感的理解に基づく指導・支援〉

- ・本人の不安（疎外感・孤独感・孤立感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・今後の対応について、本人、保護者と相談して決定する。
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

いじめられている生徒の保護者 〈家庭訪問による対応〉

- ・管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

b いじめている生徒とその保護者への対応

いじめている生徒 〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- ・叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ、しっかり反省させる。
- ・今後のいじめられている生徒との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、約束させる。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、いじめている生徒の気持ちも理解しながら指導する。
- ・いじめられている生徒に対して、謝罪の気持ちをもてるよう、粘り強く指導する。

いじめている生徒の保護者 〈家庭訪問または来校による対応〉

- ・管理職を含めた複数の教員で対応する。
- ・いじめている生徒が複数いる場合は、不公平感を抱かれることがないように配慮する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒の指導や支援について、共に考える。（いじめている生徒への非難は避ける）
- ・学校の指導や支援について説明する。
- ・いじめられている生徒への謝罪等を相談する。

c 他の生徒及び保護者への対応

他の生徒

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせる。
- ・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
- ・いじめられている生徒に対する配慮について指導する。
- ・いじめている生徒への二次的ないじめ被害が起こらないように留意する。

他の保護者

- ・重大事態の場合、いじめている・いじめられている生徒及び関係保護者の理解のもと、臨時の保護者会等を開催して、状況を説明する。
- ・いじめている生徒やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級全体の問題として報告する。

d 市教育委員会、関係機関等への支援要請（必要に応じて）

- ・学校だけで抱え込まず、市教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。
- ・生徒の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている生徒の安全確保のための必要な措置を行う。

e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

- ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
- ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

② 中期・長期対応

ア 当該生徒の見守りと継続的な指導

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する可能性があることから、当該生徒のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該生徒の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

イ 対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

ウ 大和中基本方針の見直し・改善

- ・いじめの未然防止や再発防止に向けて、大和中基本方針の見直しを行う。

エ 進級・進学に伴う引き継ぎ

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても確実な引き継ぎを行う。

オ 学校運営協議会への報告と支援要請

- ・学校運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

カ 関係機関等と連携した対応

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

(6) インターネット等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

① 未然防止

ア 情報モラル教育の充実

- ・ネット上の不適切な書き込みは瞬時に広範囲に広がっていく。生徒に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。

イ 家庭・地域への啓発活動

- ・保護者会やPTA総会、学校運営協議会等を通じて、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等の予防や発見、対策について啓発する。

② 初期対応

- ・SNS等への掲載内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。市教育委員会にも速やかに報告する。

③ 被害拡大の防止

- ・掲示板管理者への削除依頼を行う。
- ・関係保護者の了解のもと、生徒の携帯電話やパソコンを閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実にを行う。

④ 関係機関との連携

- ・必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。
- ・なりすまし等の悪質な事案については、警察と連携し、早期解決を図る。

3 重大事態への対応

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）
 - ※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは
 - ア 児童生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な障害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合等
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）
 - ※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは年間30日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき
 - ※ その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えていても、重大事態として対応する。

- (1) 重大事態と判断した場合は、直ちに市教育委員会に報告する。
- (2) 調査主体が、市教育委員会の場合、教育活動に支障が生じる恐れがある場合を除き、全面的に協力する。
- (3) 重大事態に至る要因となった事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ 「いつ、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校・教職員がどのように対応したか」等を明確にする。
- (4) 調査結果を市教育委員会に報告する。
- (5) いじめを受けた生徒やその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・ 調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報提供する。（適時・適切な方法で、経過報告を行い、その都度対応を保護者と協議する）

4 その他

国や県・市の基本方針の見直しがあったとき、あるいは、いじめ対策委員会が見直しの必要があると認めるときは、本方針をより実効性のあるものに、改訂していくこととする。

大和宣言

私たち大和中生徒は、よりよい人間関係を築くために、
ここに次のことを宣言します。

- 一 互いに認め合い、信頼できる関係をつくります。
- 一 仲間と助け合い、共に伸びる関係をつくります。
- 一 マナーを守り、誰に対しても礼儀正しく接します。
- 一 自信をもって生活し、楽しく過ごせる学校をめざします。
- 一 いじめを許さない、いじめに強い学校をめざします。